

2010.03.02

「非営利セクター等」と「政府」の連携に関する包括協定 について

円卓会議委員 福嶋浩彦

新しい公共とは、官の公共のとなりに民の(民と官の)公共をつくることではなく、公共のあり方自体を変えることだと考える。つまり、官が公共を仕切って、官の都合で民に下請けに出していた構造を変える一民と官の関係性を変えることが求められている。下請け構造をそのままにして、下請けに出す量を増やしても新しい公共にはならない。

コストよりも質を重視して、行政が出したいものでなく民間がやりたいものを民間に移す「我孫子市提案型公共サービス民営化制度」も、民と官の関係性を変える試みであった。こうした個々の取り組みの積み重ねも重要であるが、「非営利セクター等」と「政府」の間で、連携の基本的枠組みについて包括的な協定を締結することが必要なのではないか。この協定は、新しい公共の姿を具体的に示すものになると考える。

一つのモデルとして、1998年にイギリスの労働党政府とボランティア・セクターとの間で締結された「コンパクト」がある。両者が、それぞれ自らの責務と姿勢を約束する協定である。政府の側は、①ボランティア・セクターの独立性の認識 ②長期的で透明な資金援助 ③政策形成や評価への参加の保証などを約束し、ボランティア・セクターの側は、①資金や運営の明確化 ②政策形成や評価への参加 ③運営や提供するサービスの質の向上などを約束している。自治体におけるローカル・コンパクトの締結も行われている。

日本でも愛知県の「協働ルールブック」は同じような性格を持つ(資料参照)。多くの自治体の「協働の指針」等は行政が定めたものだが、このルールブックは、NPOと行政との合意事項をまとめたもので、知事と657団体(2006.10)が署名している。中央レベルで日本版コンパクトができれば、こうした地域レベルの取り組みを後押しすることにもなる。

コンパクト (完訳)

官民相互の正しい理解へ

英国政府とボランティア・&コミュニティ・セクターとの関係におけるイングランド内でのコンパクト(盟約)

待橋 智雄 訳

コンパクトの地位

1. イングランド内でのコンパクトは、ボランティアおよびコミュニティ・セクターと政府各省庁への広範な諮問(consultation)を経て、両者の共同作業によって作られた。この文書は、意図的にすべてを網羅し尽くすものとなっていない。むしろ、同セクターとその活動の多様性を踏まえ、政府とセクター間の関係を高めるための一般的枠組みやメカニズムとして捉えらえるべきである。
2. コンパクトは、政府と同セクター間の関係についての覚書である。法的拘束力はなく、諮問プロセスを通して、政府と同セクター双方が承認を交わしたことに依拠している。この文書は、中央政府の省庁内でまず適用される。これには、各省庁の地方事務所やその下部の行政機関(原則的にはすべての行政機関が対象だが、実際には同セクターと関係のある機関のみに適用される)が含まれる。一方、多様な同セクターの各組織も運用対象となる。
3. コンパクトは、イングランドのみならず英国内の他地域でも作成されている。実施にあたっては、一地域以上に仕事の領域がまたがる省庁・行政機関もあることから、コンパクトの導入にあたって超える問題に対処するためのガイダンスも作成される。

共有するビジョン

4. コンパクトは、ディーケン委員会報告書「ボランティア・セクターの未来」(Future of the Voluntary Sector)と、労働党が野党だった時期に作成した政策文書「共に築く未来」(Building the Future Together)が土台になっている。両文書とも、政府とボランティアおよびコミュニティ・セクターは、補充しあう機能と共通する価値観を持っていると結論づけ、相互の理解と関係の発展に向けたコンパクトの作成が非常に望ましいと述べている。コンパクトは、両者が協働して社会の向上を目指す。ボランティアおよびコミュニティ活動を支援し育てるために、両者の責任ある関与(コミットメント)を表現したものである。このプロセスの一部として、この文書はイングランド内での両者の関係を補強するための、キーとなる原則と約束を設定する。

5. コンパクトの基にある哲学は、民主的であるすべての人々を包み込む社会(socially inclusive society)の発展に、ボランティアおよびコミュニティ活動が必要不可欠であるというものだ。独立で利益を追い求めない(not-for-profit)組織であるボランティアおよびコミュニティ・グループは、社会に独特の価値をもたらす。国家や市場とはまったく違った役割を満ちしている。これらの団体は、ボランティア活動の機会を提供することにより、個人が公共生活やコミュニティの発展に貢献することを可能にしている。そうすることで、各団体は、個人やグループの技能、関心、信念そして価値観の存在を保証している。政府とボランティアおよびコミュニティセクターは、私たちの社会におけるボランティアの活力ある貢献を、価値あることだと認識している。同時に、ボランティアの貢献を支える団体の重要な役割を重要だと考えている。
6. ボランティアおよびコミュニティ団体は、社会の発展と、国民の社会・文化・経済・政治生活に、文字通り計算できないだけの大きな貢献をしている。これらの組織は、サービスのデザインや供給に対して、利用者が関与できるための道を切り拓き、発奮力を持たず社会から無視されがちな人々の代弁者として活躍している。こうした活動が、社会の公正と多様性を促している。また、貧困を削減し、生活の質を向上させ、社会的に疎外された(socially excluded)人々の社会参加を助けている。加えて、ボランティアおよびコミュニティ・セクターは、国家経済にも直接の重要な貢献をしている。
7. コンパクトは、上記のような特徴が、社会に大きな利益をもたらす。政府が市民のボランティア参加と、ボランティアおよびコミュニティ団体の活動支援に積極的な役割を果たせることを認識した文書である。政府の法制度や規制によって、団体による活動の範囲と性質はプラスにもマイナスにも影響を受け得る。コンパクトは、プラスの影響を与えるためのものである。

共有する原則

8. コンパクトの基となっている共有原則は、次の通りである。
 - 8.1 ボランティア活動は、民主社会の必要不可欠な構成要素である。
 - 8.2 独立した多様なボランティアおよびコミュニティ・セク

ターが、社会の幸福(well-being)を築くうえで欠かせない。

- 8.3 公共政策やサービスの開発・提供にあたって、政府と同セクターは、性質は異なるが相互に補完しあう役割を果たしている。
- 8.4 共通の目標・目的に向けて両者が協力して働くことで、付加価値がもたらされる。両者の有意義な協働を通じて、よりよい関係ができ、政策の策定に改善がもたらされ、サービスやプログラムのデザインや供給を向上させることができる。
- 8.5 両者は、違った形でのアカウンタビリティ(信頼性)を求められ、違った範囲のステイクホルダー(利害関係者)に応えなければならない。しかし、両者に共通するのは、誠実さ、客観性、アカウンタビリティ、公開性、正直さ、そしてリーダーシップが必要とされることである。
- 8.6 ボランティアおよびコミュニティ団体は、その目的を達成するために、法の範囲内でキャンペーンを張る権利が与えられている。
- 8.7 政府は、数ある役割の一つとして、これら団体への資金提供者としての重要な役割を担っている。資金提供は、両者の関係において重要な要素となっている。
- 8.8 両者は、人種、年齢、障害の有無、性別、性的志向(ゲイかヘテロか)、宗教にかかわらず、すべての人々への機会均等を促進する重要性を認識している。

政府による約束

8. 政府による約束は、次の通りである。

独立性

- 9.1 ボランティアおよびコミュニティセクターの独立性を認め、支援すること。独立性の中には、法の範囲内で認められる権利として、キャンペーンをすること、資金関係にかかわらず政府の政策にコメントし挑戦すること、組織の事案をみずから決定し管理することが含まれる。

資金

- 9.2 「よりよい規制」特別委員会の報告書「ボランティア・セクターのための政府補助金へのアクセス」(政府補助金の枠組みにおいて、補助率を増やすこと、ターゲットをしぼった資金提供、一貫性、透明性の必要性について触れている)の勧告に配慮すること。とくに、戦略的資金提供の考え方を取り入れ、政府

のイニシアティブに応えられるよう、同セクターの能力を継続的に高めること。

- 9.3 政府省庁にとって望ましい資金提供の原則に注意を払い、同セクターとの協働のもとに「すぐれた実践のための行動規範」(a code of good practices)をつくること。この規範は、次のことを促進するものである。
 - (a) お金に見合った価値が得られるか(value for money)という観点を含め、明確で一貫した基準による資金の分配
 - (b) ボランティアおよびコミュニティ団体の目的や、効率的かつ効果的に運営する必要性に注意を払った資金提供方針
 - (c) 活動の目的や業績評価指標、関連した目標値について、両者が合意して評価すること。迅速な資金の支払いを容易にすること。資金援助をたえず再検討すること。資金提供方針に変化があった時に事前諮問を行うこと。将来の資金提供について、現在の提供期間が終わる以前のできるだけ早い時期に各団体に知らせること。
 - (d) 各団体が長期計画を立てたり、安定した運営が行えるよう、必要などころでの長期、複数年度の資金提供の重要性
- 9.4 同セクターやボランティア活動にとって、インフラストラクチャーの整備が重要であると認識すること。必要とされる全国、地域、コミュニティレベルでのインフラストラクチャーの発展を支援すること。

政策の策定と諮問

- 9.5 新しい政策や行政手続きに関して、とくにその策定段階において、同セクターに対して起こり得る影響を特定し、評価すること。
- 9.6 検討中の政策が同セクターに影響を及ぼすような事柄について、とくに政府が同セクターに対して新たな役割や責任を提案する場合(たとえば法に定められたサービスの供給などにおいて)、同セクターに諮問を行うこと。これは、政策の緊急性、問題の微妙さ、機密性(たとえば大臣への助言の準備段階での諮問の場合)を考慮することを条件に行われる。このような諮問は、各団体がサービスの利用者や受益者、ステイクホルダーに諮問する必要性を考慮に入れ、随時よく、かつ回答を得るまでの十分な時間的余裕を持たせるべきである。
- 9.7 女性やマイノリティー、社会的に疎外された人々を代表するグループが持っている特別なニーズ、関心、

貢献を、積極的に反映させること。

- 9.8 法的制約と公的義務を適切に行値する範囲内で、同セクターから特別な情報が提供された場合には、その機密性を保持すること。
- 9.9 同セクターと共同で、諮問、政策評価、その実施を含む「すぐれた実践のための行動規範」を作成すること。これは、内閣官房が作成した、影響評価や適切な諮問に関する中央のガイダンスを土台につくられる。

よりよい政府

- 9.10 政府と同セクター間での効果的な業務関係、アプローチの一貫性、すぐれた実践を推進すること。とくに省庁をまたぐ事案にとっては、こうした点が重要である。
- 9.11 オープンな政府(可能な限り、決定や成果の国民への公開を目指す)とよい規制の原則を忠実に守ること。
- 9.12 同セクターと共に、コンパクトの実施状況を毎年見直すこと。
- 9.13 他の公共機関におけるコンパクトの導入を促進すること。

ボランティアおよびコミュニティ・セクターによる約束

10. ボランティアおよびコミュニティ・セクターによる約束は、次の通りである。

資金確保とアカウンタビリティ

- 10.1 高い水準の運営管理を維持し、資金提供者や利用者への報告や説明の義務を果たすこと。チャリティ登録団体に対しては、団体の会計体制を監視すること。
- 10.2 法を尊重し、これに沿った説明・報告をすること。チャリティ登録団体の場合、チャリティ委員会(The Charity Commission)の適切な指導に従うこと。これには、政治活動やキャンペーンに関する指導も含まれる。
- 10.3 各団体に適した活動の質の基準を開発すること。

政策の策定と諮問

- 10.4 政策に対する見解を政府に示したり、政府の諮問に答える時には、団体のメンバー、ならびにサービス利用者、ボランティア、支援者が、その活動や方針について十分に知らされ、意見を言う機会が与えられることを保証すること。団体を代表して説明する時には、これらの人々からくみ上げられた見解を正

確に伝えること。

- 10.6 政府情報へのアクセスが与えられた時には、条件に従い、機密性を尊重すること。

よい実践

- 10.6 政府や他の機関、ボランティアおよびコミュニティ・セクターとの効果的な業務関係を促進すること。
- 10.7 可能などころでは、活動やサービスの開発・管理に利用者に参加させること。
- 10.8 活動、雇用、ボランティアの参加、サービスの提供にあたって、機会均等や最善の実践を促進することを、各団体の方針に取り入れること。
- 10.9 政府と共に、コンパクトの実施状況を毎年見直すこと。

コミュニティ団体や黒人・マイノリティ民族団体に関する問題

11. コンパクトに含まれる原則や約束は、すべてのボランティアおよびコミュニティ・セクターに適用されるが、コミュニティ団体や黒人およびマイノリティ民族団体が持つ特有のニーズや関心、貢献に特別な配慮を払う必要がある。
12. コミュニティ団体は、共通の関心事や目的を、しばしば相互の助け合いのもとに追求する集まりである。通常、自分たち自身を含む人々のために、完全にボランティアだけで運営されている。行政との関係は、中央政府よりも地方自治体とのものが大部分となる。しかし、これらの団体も、政府の法制度や規制、社会政策の変化によって、直接もしくは間接的に影響を受けるだろう。コミュニティ団体の特有のニーズや関心を考慮に入れることは、その観点や利害が他のボランティア団体のものとは異なるおそれがあるので、重要である。これらの団体の意見を容易に反映させるため、「すぐれた実践のための行動規範」を作成する。
13. 多様な団体やコミュニティとの協働にもかかわらず、多くの黒人・マイノリティ民族のボランティアおよびコミュニティ団体は、同セクターの伝統的な構造から疎外されているように感じている。コンパクトは、これらの団体の参加と支援が、政府と同セクター双方にとって主要な課題となることを保証するための枠組みを提供する。とくに、黒人・マイノリティ民族団体が全国、地域、ローカルレベルで効果的に動けるように活動している基盤整備団体に、資金提供のターゲットを置く必要がある。同様に、黒人・マイノリティ民族団体が、行政との協力や諮問、政策

決定に直接参加する機会を保証するため、政府と同セクター双方が方策を練じなければならない。その方策は、これらの団体が潜在力を認識し発展させるのを助けるだろう。黒人・マイノリティ民族団体の特有のニーズや環境に焦点を当てた特別の「すぐれた実践のための行動規範」を設けることで、これらの関心が反映されるだろう。

意見の相違の解決

14. コンパクトは、政府とボランティアおよびコミュニティ・セクターとの関係を向上するための全般的な枠組みを列記している。この枠組みの適用にあたっての意見の不一致は、可能な限り、関係する団体間で解決されるべきである。解決プロセスを助けるために、両者同意のもとで、仲介者の見解を求めることも含めた調停を行うのが、合意に達するための有効な方法である。コンパクトの枠組みを無視した行動によって不手際が起った場合には、苦情を通常の方法で、国会の行政監督委員に持ちこむことができる。政府は、経験をふまえて、その苦情を強調する必要があるか、コンパクトに照らして解決プロセスをやり直す必要があるか、を検討する。

コンパクトのさらなる前進へ

15. 枠組みを示した文書であるコンパクトは、出発点であって結論ではない。政府とボランティアおよびコミュニティ・セクターは、その適用と効果を高めるために共に働く任務を負っている。その過程の一部として、資金、諮問、政策評価、ボランティア活動、コミュニティ団体の各分野にかんする「すぐれた実践のための行動規範」が作成される。教鞭を土台にした団体、黒人・マイノリティ民族団体にかんする行動規範も特別につくられる。
16. コンパクトを有効に機能させるためのプロセスの一環として、政府とボランティアおよびコミュニティ・セクターの代表が、コンパクトの実施状況とその発展について再検討するために、年に1回会合を開く。この会合の報告書は出版され、国会図書館に置かれる。
17. 第2項に記したように、コンパクトは当初、地方事務所やその下部の行政機関を含む中央政府の省庁内に適用される。政府は今後、他の公共機関もコンパクトを適用するよう、積極的に奨励するつもりである。たとえば省庁に属さない公的機関や地方自治体は、各組織と同セクターの関係に即して、コンパクトを修正し、採択するよう求められる。

(市民フォーラム2)パンフレットより)

NPO と行政の協働の意義及び原則

1 協働の意義

自立型地域社会の構築

県民が NPO を通じて、よりよい地域づくりを目指して自発的に地域課題の解決に関わることで、自治意識や主体的課題解決能力を高めていくことが期待される。

また、多くの県民がそのような小さな自治活動を体験することは、県民自らの選択と責任に基づいて地域づくりを進める「自立型地域社会」の構築の基礎となる。

県民の社会貢献や自己表現・自己実現の意欲を活かす場の拡大

NPO 活動や NPO と行政の協働の発展によって、県民の社会貢献や自己表現・自己実現の意欲を活かす場を拡大することができ、さらに新たな雇用の場を創出することも期待できる。

新しい社会ニーズの発掘と課題解決

協働によって、行政による把握がこれまで困難であった社会的ニーズや新たな地域課題の発掘が可能となり、必要とされる新たな公共サービスの創出や課題解決に結びつけることができる。

公共サービスの質の向上

協働によって、公共サービスのこれまでの提供方法の見直しや改善、さらに、NPO の特性を活かした利用者本位の公共サービスの提供が促進され、公共サービスの質や効率性が向上する。

公共サービスの担い手の多様化

協働の実例を積み重ねる中で、「公共サービスはもっぱら行政が提供する」というこれまでの考え方が見直され、なるべく住民に身近な場で問題解決がなされるべきという「補完性の原則」に基づく新たな行政の役割が明らかになることで、よりよい公共サービスを実現するための担い手の多様化が進められる。

そのことは、行政そのものの改革をも促進する。

2 協働の原則

(行政と NPO 共通の姿勢)

目的・目標の共有

何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどれだけの成果をあげるのかという「目標」を相互に共有する。

相互理解

互いに違いがあることを認識しながら対話を進める中で、相互理解の促進と相互の信頼関係の形成に努める。

対等の関係

相互の自主性・自立性を尊重し合い、対等な関係のもとで協働を進める。

透明性の確保

協働事業の企画、立案、実施、評価を通じて透明性の確保を重視することにより、双方が社会に対する説明責任(アカウンタビリティ)を果たす。

その際、著作権や個人情報等の保護に十分配慮しながら、情報公開条例や個人情報保護条例の規定に則って情報を積極的に公開する。

評価の実施

目標とした成果が得られたかどうか、協働の効果が生まれたかどうかの観点を中心に、協働事業の結果を相互に評価・点検し、明らかになった課題を次の協働に活かすことで、県民の納得が得られるよりよい協働をめざす。

(行政の姿勢)

組織横断的な連絡調整

行政は、組織横断的な課題にも十分取り組めるように、行政組織間の連絡調整に努める。

NPO に対する適切な理解と配慮

行政は、有給職員を雇用し、事業体として活動している NPO もあれば、各個人の無報酬の活動を基本とするボランティア団体もあるという NPO の多様性を十分に認識し、それぞれの団体の特徴に配慮した協働のあり方を模索する。

また、行政は、NPO との協働を推進していくことが、NPO の成長にもつながるという点に留意する。

さらに、行政は、行政との協働に関わらない NPO が存在することについても配慮する。

(NPO の姿勢)

守秘義務

NPO は、協働の過程で知ることとなった個人情報等その秘匿が必要な情報については、守秘義務を果たす。

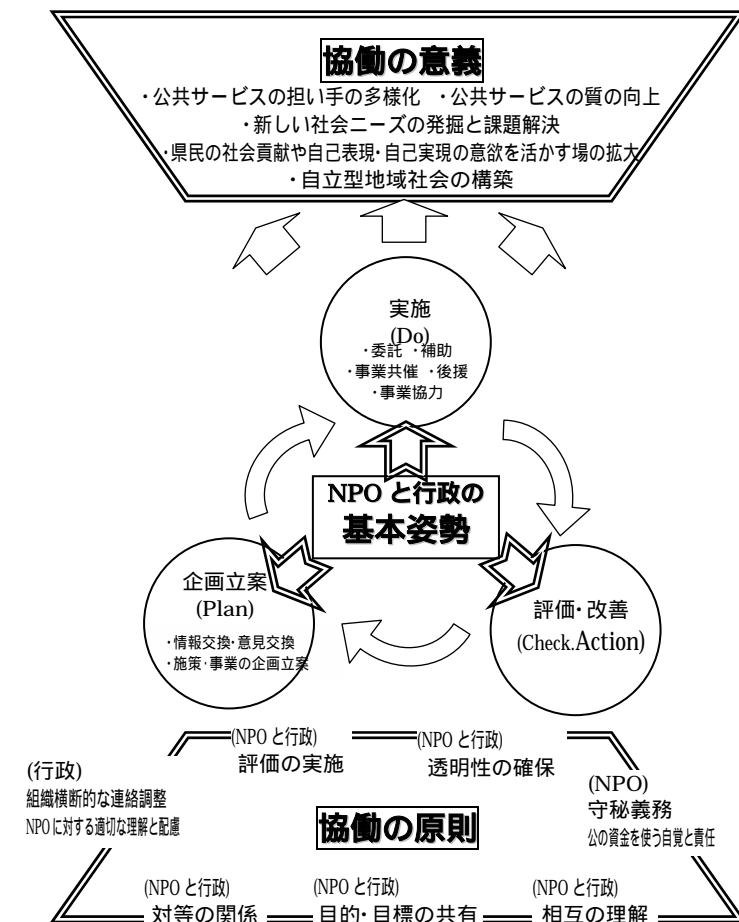
公の資金を使う自覚と責任

NPO は、協働に当たって公の資金を使うことの自覚を持つとともに、県民に対する説明責任(アカウンタビリティ)を果たす。

3 継続的な検証と改善

- NPO と行政の双方は、このルールに関して法律的な責任を負うものではないが、最大限の遵守に努める。
- このルールは、あくまでも暫定的なものであり、今後、NPO と行政の双方は共同で継続的に検証しながら改善していく。そのために、両者の協議・検討の場を継続させる。
- 定期的な協議・検討の場を有効なものとするためにも、NPO と行政は、協力して事務局機能を充実するよう努める。

《あいち協働ルールブック 2004 の構成》



あいち協働ルールブック 2004

～ NPO と行政の協働促進に向けて ～

2004 年 5 月

本ルールブックを尊重し、NPO と行政の協働に積極的に取り組みます。

年 月 日

所属名

氏名(自署)

あいち協働ルールブック 2004 の概要

(性 格)

『あいち協働ル - ルブック 2004』は、NPO と行政の協働促進に向けて、2004 年 3 月に「NPO と行政の協働のあり方検討会議」(座長 名城大学 昇秀樹教授)が取りまとめた報告書を踏まえ、NPO と行政の協働ルールとして愛知県が発行したものです。

このルールブックは、NPO と行政が対等の立場で、協議、合意した事項を取りまとめたもので、全ての NPO に遵守を義務付けるのではなく、協働に当たって、愛知県と賛同する NPO が最大限の遵守に努めることとしています。

(内 容)

ルールブックは、NPO と行政の協働に関する基本的考え方である「意義及び原則」と、企画立案、実施、評価の各段階での協働に当たって NPO と行政がそれぞれ守るべき「基本姿勢」の二つを柱として構成しています。

(特徴・意義)

ルールブックは、NPO と行政の双方が遵守すべきルールを双方が納得する形で取りまとめたもので、全国初のもので、NPO 側が自ら守るべきルールを具体的に定めたものは他に例がありません。

ルールブックを広く市町村や NPO に普及し、定着させることで、今後、本県における NPO と行政の協働に取り組むに当たっての「事実上の標準」(デファクト・スタンダード)としていくこととしており、こうした考え方も全国初です。

NPO との協働は、分権時代の要請であり、こうした時期に NPO と行政の協働に関するルールを双方で合意できたことは、大きな成果といえます。

(普及・活用)

愛知県では、今後、このルールブックを県内の NPO に提案し、賛同する NPO を幅広く募り、このルールを運用しながら、継続的な普及・改善を図り、NPO と行政の協働のための「事実上の標準」としていくことをめざしています。

用語説明

「協働」

協働とは、様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力することを言う。このルールブックは、NPO と行政の協働に関するものである。

「NPO」

NPO とは、社会や地域のために自主的に活動しているボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人などの民間の非営利活動団体のことを言う。

法人格の有無にかかわらず、次のような特性をもった団体を想定している。

(NPO の特性)

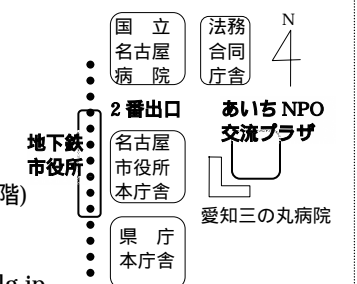
- 団体としての名前と意思決定のルールがあり、複数のメンバーがいる。
- 行政機関の一部でない。(民間・非政府の立場)
- 剰余利益を関係者で分配しない。(利益非分配・非営利の立場)
- 他の団体に従属せず、自立的に運営している。
- 参加したい人に対して開かれている。

「NPO 法人」

NPO 法人は、NPO のうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものを言う。

問合せ先

あいち NPO 交流プラザ
〒460-0001
名古屋市中区三の丸三丁目
2 番 1 号(愛知県東大手庁舎 1 階)
TEL:052-961-8100
FAX:052-961-2315
E-mail:npo-plaza@pref.aichi.lg.jp



NPO と行政の協働についての基本姿勢

1 企画立案(Plan)

行政と NPO は、企画立案における NPO の先駆性、専門性などを活かすために、企画立案(Plan)段階から、「情報交換・意見交換」、「施策・事業の企画立案」などの協働実現に努力する。

(1) 情報交換、意見交換

基本姿勢

(行政と NPO 共通の基本姿勢)

- 行政と NPO は、双方の良さ、得意分野を活かすために、お互いの立場の違いを尊重する。
- 地域において取組みが必要な課題やテーマについて、共通認識が持てるように、行政、NPO の双方が努める。また、共通認識が持てないまでも、双方の接点が見出せるように努力する。

(行政の基本姿勢)

- 行政は、幅広い部局において、NPO との情報交換・意見交換を継続的に行うよう努める。
- 行政は、行政内部で横断的に、地域の課題や NPO に関する情報交換や意見交換を行うことによって、組織横断的な課題やテーマに対して協働に取り組むよう努める。

(NPO の基本姿勢)

- NPO は行政への一方的な批判や要求を行うだけにとどまらず、課題解決に向けて建設的な意見交換や提言を行うよう努める。
- 中間支援団体や中間支援機能をもった NPO は、現場の情報をできる限り収集しながら各分野の NPO の意見表明を支援するよう努める。

(2) 施策・事業の企画立案

基本姿勢

(行政と NPO 共通の基本姿勢)

- 行政と NPO は、お互いの立場の違いを尊重しつつ、双方の良さ、得意分野を活かすように努力する。
- 企画提案の有効性については、提案事業が必要とされる地域の実情を双方がよく理解のうえ、合理的な判断に努める。
- できるだけ早い段階からプロセスを共有することで、NPO と行政が事業実施の目的を相互に共有できるよう努める。
- NPO の企画提案に関して、著作権など知的財産としての保護が必要な場合は、その取り扱いについて双方で十分に話し合う。提案者の意向を踏まえないで、そのアイデアだけを利用することは慎む。
- 審議会、協議会等の開催は原則公開とし、傍聴を認めることを基本とする。

(行政の基本姿勢)

- 行政は、NPO からの施策・事業提案がより有効なものになるように、参考となる資料や情報を分かりやすい形で積極的に NPO 等に提供する。

- 行政は、NPO との情報交換等により、事業が必要とされる地域の実情や現場を十分理解するように努める。
- 行政を批判する NPO も含め、多様な NPO の発言・提案について、いわゆる「門前払い」をすることなく、意見をまず聴くことを基本とする。

- 行政は、NPO から出された意見を聴くだけでなく、提案に対する行政の考え方や事業への反映状況などについて、丁寧に回答するよう努める。

- NPO から出された意見の中で可能なものは、事業への反映に努める。

(NPO の基本姿勢)

- NPO は、行政から提供された情報のうち、個人情報などその秘匿が必要な情報について、守秘義務を果たす。
- NPO は、行政に提案するに当たって、当該提案に関して会員やボランティアなどから幅広く意見を聴く機会を設けるように努める。
- NPO は、自らの提案力を高めるように努める。
- NPO は、必ずしも自らが県民全体を代表しているのではないことを認識する。

2 実施(Do)

「官から民へ」という基本方向に沿った公共サービスの担い手の多様化が求められる中で、サービス実施(Do)段階における NPO と行政の協働をこれまで以上に進めることが必要となっている。

実施段階の協働方法としては、「委託」、「補助」、「事業共催」、「後援」、「事業協力」などがある。

(1) 委託

基本姿勢

(行政と NPO 共通の基本姿勢)

- 行政と NPO の双方の長所が活かされるように、双方は、事前および実施過程において、十分な協議と調整を行うように努める。

(行政の基本姿勢)

- 行政は、NPO を下請けとして扱うのではなく、協働の対等なパートナーとして位置づける。
- 行政は、委託先の選定に当たって、選定基準の多様化や企画競争の実施方法に工夫を凝らし、できる限り多くの NPO に機会を与えるよう努める。
- 行政は、契約書が双方の合意内容を文書化したものであることを再認識し、行政において雛形とされる契約書案を一方的に押し付けることのないようにする。
- 行政は、企画競争を実施した場合、企画提案内容と最終の成果品との整合性に留意する。
- 行政は、委託事業の実施過程におけるチェックや指示を必要最小限に留めるよう努力する。
- 行政は、NPO における有給職員の人件費の必要性を十分認識し、適切な委託費の積算を行う。

(NPO の基本姿勢)

- NPO は、委託事業の完了時に、事業実施結果報告書の提出や、契約の履行に係る事業完了の確認・検査が必要なことを理解する。
- NPO は、公の資金を使うことに伴う責任を自覚し、委託事業実施に当たり、透明性、効率性、有効性の向上に努める。

(2) 補助

基本姿勢

(行政と NPO 共通の基本姿勢)

- 双方は、補助金の財源が税金等の公の資金であることを認識する。

(行政の基本姿勢)

- 行政は、県民への説明責任(アカウンタビリティ)を意識しながら、補助金の交付先を公正に選定する。
- 行政は、補助制度をより多くの NPO に知らせ、より多くの NPO に機会を提供するために、十分な広報に努める。
- 補助事業は、法令や要綱などに基づく一定の制約を受けるものの、あくまでも NPO が自主的に行う事業であることを行政は留意する。
- 行政は、補助を受ける団体の固定化や行政の過剰な関与などによって、NPO の自立性や自主性を損なうことのないように留意する。

(NPO の基本姿勢)

- NPO は、公の資金を使うことに伴う責任を自覚し、透明性、効率性、有効性の向上に努める。
- NPO は、補助事業により取得した財産や、改修等によって効用の増した財産については、その処分に制限があることを理解する。
- NPO は、補助事業の完了時の実績報告書の提出など、事業完了後の手続きを滞りなく実施する。
- NPO は、補助金を他の用途に使用した場合、交付決定の取り消し、補助金の返還等が生じることを理解する。

(3) 事業共催

基本姿勢

(行政と NPO 共通の基本姿勢)

- 行政と NPO の双方は、それぞれの得意分野を担当し、事業効果を高めるように努める。
- 双方は、経費や人の面で役割分担が偏ったり、相手に対して依存的にならないように留意する。

(行政の基本姿勢)

- 行政は、できるだけ手続きの簡略化に努める。

(NPO の基本姿勢)

- NPO は、その専門性を活かしつつ、マネジメントにおいても信頼が得られるよう努力する。

(4) 後援

基本姿勢

(行政と NPO 共通の基本姿勢)

- 後援する行事(事業)の趣旨や目的の公益性に関して、行政が適切な判断をすることができるように、双方で十分話し合う。

(行政の基本姿勢)

- 行政は、できるだけ手続きの簡略化に努める。

(NPO の基本姿勢)

- NPO は、責任をもって事業を遂行する。

(5) 事業協力

基本姿勢

(行政と NPO 共通の基本姿勢)

- 行政と NPO の双方は、公の資金を用いなくても、NPO と行政が事業協力することによって効果的な事業展開ができる場合があることを認識し、情報交換や意見交換を行いつつ事業協力の可能性をさぐる。
- 事業を円滑に進めるため、随時、進捗状況を確認し、事業実施に伴う課題などを双方で話し合う。

(行政の基本姿勢)

- 行政は、事業協用に当たり、個人情報などを慎重に取り扱うように留意する。

(NPO の基本姿勢)

- NPO は、事業協力の過程で知ることとなった情報のうち、個人情報などその秘匿が必要な情報については、守秘義務を果たす。

3 評価・改善(Check・Action)

NPO と行政の双方が事業の実施結果を各々又は共同で評価・点検(Check)することは、次の協働事業の改善(Action)を図るためにも、事業の透明性を確保し、県民への説明責任(アカウンタビリティ)を果たすためにも不可欠である。

基本姿勢

(行政と NPO 共通の基本姿勢)

- 行政と NPO の双方は、事業の透明性を高め、次の協働をより効果的にするために、事業の実施結果について評価を実施し、公表する習慣を確立するように努める。
- 協働のそれぞれの方法ごとに、評価の適切な視点や方法等について十分検討し工夫する。
- 評価実施に当たっては、双方にとって過度な負担にならないように留意する。
- 必要に応じて事業実施後に成果報告会を開催し、外部の者の意見も聞きながら評価を行う。
- 評価を実施した場合は、課題や問題点を明確にし、次の協働の改善に活かすよう努める。